

社会保険ひろしま

第926号

- 【ご案内】 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わりました
- 【ご案内】 賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！
- 【お願い】 従業員の方へ「ねんきんネット」の周知をお願いします
- 【ご案内】 令和7年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み
- 年金だより
- 令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなります
- 10月は乳がん月間です！
- 健診後の健康サポート(特定保健指導)はなんと無料で受けられます！
- 令和7年度健康づくり優良事業所の認定を行いました！
- 協会けんぽ広島支部移転のお知らせ



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,092	61,143
船舶所有者数		245	316
被保険者数	男性	511,301人	381,599人
	女性	355,884人	273,544人
	船員	3,076人	3,360人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わりました

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が、19歳以上23歳未満である場合（被保険者の配偶者を除く。）の年間収入要件の取り扱いが変わりました。なお、「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

＜扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件＞

【同居の場合】扶養認定を受ける方の年間収入が150万円未満および被保険者の年間収入の半分未満であること。

【別居の場合】扶養認定を受ける方の年間収入が150万円未満および被保険者からの仕送り額より少ないこと。

○ 年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

ご案内 賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！

冬の賞与支払届の提出の手続きには、「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送料・交通費の
コスト削減



昨年度は賞与支払届の**78%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。

（受付日時等はHPをご覧ください。）

お願い 従業員の方へ「ねんきんネット」の周知をお願いします

ねんきんネットは、ご自身の年金記録の確認や年金見込額の試算がオンライン上で行えるサービスです。

Point 1

マイナポータルから
簡単ログイン



Point 2

年金記録はオンラインで
いつでも確認



Point 3

年金見込額を
オンラインで試算



ねんきんネットの詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

ねんきんネット

検索



https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

→左のQRコードから、ねんきんネットの登録方法や各種通知書のペーパーレス化の操作手順など、ご案内のパンフレットが確認できます。従業員の方への周知にご活用ください。

ご案内 令和7年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の様々な場所で、**年金制度説明会**を実施しています。従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続きや制度改正等の情報をわかりやすくお伝えします。各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、本説明会の参加をぜひご検討いただき、お近くの年金事務所にお申し込みください。なお、説明会は、オンライン形式でも実施しています。

その他、「ねんきん月間」の主な取り組み内容は以下のとおりです。

- ・ 出張年金相談、年金セミナー
- ・ 日本年金機構公式X（旧Twitter）やFacebookを活用した年金制度に関するミニ講座の発信
- ・ 職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまへの研修 など

11月30日は「ねんきんネット」を活用し、具体的な将来設計を考えていただく「年金の日」としています。ぜひ、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や将来受け取る年金見込額を確認し、高齢期の生活設計を考えてみませんか。



年金だより

年金委員設置のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2510 1017 001 (全国)



協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

2025年
10月

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなります

健康保険証は令和6年12月2日から新規発行終了となり、医療機関等への受診はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。

既に発行済みの健康保険証は、経過措置期間の期限が到来する令和7年12月2日から(*)使用することができなくなります。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※退職等で資格喪失する場合は、退職日の翌日から使用できなくなります。

R7.12.2から
使用不可

健康保険証は
マイナ保険証へ

マイナ保険証についてはこちら
(協会けんぽホームページ)

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。

マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」での受診となります。受診方法は下記をご確認ください

令和7年12月2日からの医療機関等への受診方法

名称・形状	取得方法	使用目的	医療機関等での使用方法	特徴など
マイナ保険証 マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要です。 ● 薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。 ● 「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が不要です。
資格情報のお知らせ 紙製カード型	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規加入者全員に発行 ● 交付申請による発行 	カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方 を医療機関等に提示	マイナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、健康保険証新規発行終了後の給付金の申請等にもご活用いただけます。
資格確認書 プラスチック型	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得時等に申請 ● 交付申請による発行 ● マイナ保険証をお持ちでない方等に職権で発行（資格取得から30～50日後に発行） 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関等に提示	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効期間あり（最長5年）。 ● 「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込は**事前に登録が必要**です

医療機関で

☑医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます

スマホから

マイナポータルアプリをインストール

iPhone Android

セブン銀行ATMで

☑必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

⚠ご注意ください

マイナンバーカードの電子証明書には**有効期限**があります。

更新方法は**こちら**
(デジタル庁ホームページ)

10月は乳がん月間です!

協会けんぽでは、被保険者（ご本人）様[※]である偶数年齢の女性を対象とした【乳がん検診】（マンモグラフィを使用）の費用補助を行っています。生活習慣病予防健診とセットで受診ができますので、是非ご活用ください。

乳がん検診費用補助対象

生活習慣病予防健診を受診する
40～74歳の偶数年齢の女性の方

自己負担額

50歳以上の方 最高1,013円
40～48歳の方 最高1,574円
（ご年齢により検査の撮影方法が異なるため、負担額が異なります。）

生活習慣病予防健診についてや、補助が使える健診機関はこちらから!



[※]被扶養者（ご家族）様のがん検診については、各市町村での補助制度をご利用いただいています。詳細は市区町村のホームページ等をご確認ください。

健診後の健康サポート(特定保健指導)はなんと無料[※]で受けられます!

協会けんぽでは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある方を対象に、保健師・管理栄養士による健康サポート（特定保健指導）を無料[※]で行っております。食事や運動等の生活習慣を改善することで、多くの方がメタボを脱却し、生活習慣病の予防に取り組まれています。健康づくりのために、是非ご利用ください!

[※]被扶養者（ご家族）様については、自己負担額が発生する場合があります。

1 おすすめ

健診当日、健診機関で健診後
すぐに利用

健診当日に健診機関担当者から受診者へ利用の声掛けがあります。
[※]健診機関によっては利用できない場合があります。

2

健診後日、Zoomによる遠隔面談

健診後日、対象者のリスト等を事業所にお送りしますので、外部委託先であるCENTRIC株式会社にご連絡・日程調整のうえ利用いただけます。また、余裕を持った日程調整にご協力ください。(③も同様の流れとなります。)

3

健診後日、勤務先に指導員が訪問し面談

詳しくはこちら!



利用方法

令和7年度 健康づくり優良事業所の認定を行いました!

「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」とは、広島県内における健康経営の更なる推進と普及を目的として実施している、協会けんぽ広島支部の認定制度です。「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様を対象に、令和6年度の健康づくりの取組を確認させていただいた結果、令和7年度 健康づくり優良事業所として**2,672社**を認定しました。

令和7年度 健康づくり優良事業所 認定状況

認定状況 (★の数)	認定事業所数
★★★★★ (ゴールド)	793社
★★★★ (シルバー)	1,169社
★★★ (ブロンズ)	710社
合計	2,672社

(令和7年8月27日時点)



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所



認定を受けた事業所へ認定証を送付しています!

認定事業所の一覧はこちら



◀認定証 (イメージ)

協会けんぽ広島支部移転のお知らせ

協会けんぽ広島支部は令和7年9月16日(火)に移転いたしました。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

移転先：〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

詳しくはこちら



協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2025年10月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
[※]おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

被扶養者認定における年間収入要件の一部変更について

扶養認定日が令和7年10月1日以降で扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は、「年間収入150万円未満」に変わります。

詳しくはこちら
(日本年金機構ホームページ)

